

狭山市中心市街地活性化事業
たまり場ショップ『いるまおい』施設利用に関するご案内

1. 利用対象

絵画・工芸・彫刻・書道・写真・華道・美術品など個人作品の個展やグループ展及びその展示に伴う販売。各種サークル・団体の広報活動。団体等の会議。空き店舗対策に寄与する店舗販売活動等。

但し、政治活動や宗教活動、公序良俗に反する活動を目的とするものは、利用対象外とさせていただきます。

なお、本施設を利用希望の団体等は、事前に狭山市中心市街地活性化事業たまり場ショップワーキンググループに事前登録し、承認を受けることとする。(基準帳票様式-1)

また、施設使用にあたっては、利用期間中1人以上責任者を常駐させる事とする。

2. 利用スペース

店舗スペース・・・1階 約23㎡(タイルフロアー)(一般来店者の談話フリースペースを含む)

2階 約23㎡(板の間・和室)

但し、貸しスペースは利用者の占有スペースとするものではなく、利用者が対象とする方以外の方(談話スペース利用)やスタッフも随時出入りすることをご了承ください。

3. 利用期間

◆展示販売等貸しスペースの場合

原則として定休日(木曜日)を除く金曜日から翌週水曜日までの6日間を1単位とします。(複数単位を連続で利用される場合は他の利用状況と調整させていただきます。)

但し、年末年始(12/29~1/3)及び臨時休業日(不定)は、利用できません。

※ 1階展示販売スペースは談話スペース利用者やスタッフ、2階会議室利用者など不特定多数の者が出入りいたします。展示販売品等は自己責任において管理して下さい。

◆会議等の貸室の場合

午前10時~午後1時30分(午前半日単位)

午後 2時~午後6時(午後半日単位)

午前10時~午後6時(1日単位)

4. 利用時間

午前10時~午後6時

5. 搬出搬入

利用期間及び利用時間内をお願いします。

6. 使用料

使用料は当面の間無料といたします。

7. 注意事項

- ◆ 当施設は、常用の施設管理人を配置しておりません。防火・防犯については、施設利用者の責任において対応して下さい。
- ◆ 1階展示販売スペースは談話スペース利用者やスタッフ、2階会議室利用者など不特定多数の者が出入りいたします。展示販売品等は自己責任において管理して下さい。
- ◆ 施設の鍵の管理については、中心市街地活性化事業たまり場ショッピンググループに事前登録を行い、承認を受けた団体の責任者が行って下さい。
また、施設利用が終了した時点で速やかに狭山商工会議所中心市街地活性化事業プロジェクト担当へ返却して下さい。
- ◆ 施設内の所定の場所以外では、火気の使用はできません。また、施設内は全室禁煙とさせていただきます。
- ◆ 当施設は、保健所の営業許可を有しておりません。(飲食物の販売行為は原則出来ませんのでご注意ください。)

その他注意事項

- ①ご利用にあたり、壁や備品などの破損・紛失などがあった場合には、弁償していただきます。
- ②展示中の盗難、破損、事故等については、すべて利用者の責任においてお願いいたします。(必要に応じ、保険等をご検討ください。)
- ③案内状の印刷や発送費は、利用者側でご負担ください。
- ④利用期間中の展示物、金銭等の一切の管理は、すべて利用者側の責任において行ってください。(1人以上責任者を常駐させるなど)
- ⑤駐車場はありませんので、お近くの有料駐車場をご利用ください。(来訪者へのご指導もお願いします。)
- ⑥自転車でのご来店の場合、店前や近隣への駐輪は、大変迷惑となりますので、狭山市商工会館駐輪場をご利用ください。(来訪者へのご指導もお願いします。)
- ⑦店内はすべて禁煙です。また、店内での火気の使用は厳禁です。
- ⑧利用後は清掃し、発生したゴミ等はすべてお持ち帰りください。
- ⑨利用者の所持品保管や常駐者のためのバックヤードはございません。
- ⑩利用内容及び利用状況によっては、お申込及びご利用をお断りする場合がございますの

で、ご了承ください。

⑪中心市街地活性化推進事業の自主企画実施等により、利用日程の調整をさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

⑫必ず現場をみて、スタッフと打合せをしてください。

8. 利用申込

利用申込書に必要事項をご記入の上、下記まで提出してください。利用申込受付は、原則として、利用期間の初日が属する月の3ヶ月前にあたる月の初日からとします。(初日が狭山商工会議所休業日の場合は、翌営業日)

また、利用期間の初日が属する月の2ヶ月前にあたる月の初日(同上)から会議利用に関する1日単位等の利用申込を受け付けます。但し、週単位の利用申込が優先となります。

(例: 利用期間の初日が8/31の場合 受付日は、展示等の週単位:5/1~受付開始 会議等の1日単位:6/1~受付開始)

(例: 利用期間の初日が9/1の場合 受付日は、展示等の週単位:6/1~受付開始 会議等の1日単位:7/1~受付開始)

9. 催事等いるまおい利用者の案内掲示板利用

掲示物を利用し催事等のPRを希望する方については、入間川中央駐車場に設置してある専用掲示板が利用できます。掲示の期間については、催事等の始期1ヶ月前から催事が終了するまでの間とし、利用者が掲示物の貼り出し、管理、撤収を行って下さい。

掲示板の利用については、当面の間、無料といたします。

10. その他

本利用案内に定めのない事項については、狭山市中心市街地活性化推進事業たまり場ショップワーキンググループにて協議決定いたします。

11. 申込先

狭山商工会議所 中心市街地活性化推進事業プロジェクト担当

TEL 04-2954-3333 FAX 04-2954-3306

狭山市入間川3-22-8

※申込内容承認後、承諾書等を発送させていただきます。

附則

本利用規則は、平成20年12月15日から施行する。

本利用規則は、平成21年4月24日から施行する。